

第3次国分寺市男女平等推進行動計画(案)へのパブリック・コメントの結果について

意見の募集期間：令和6年12月19日(木)から令和7年1月20日(月)まで

意見をお寄せいただいた方数：1(個人1・団体0)

お寄せいただいた意見の数：4件

反映する意見の数:0件

(案)に反映済みの意見の数:1件

※反映状況について
有：反映する意見
無：反映しない意見
済：(案)に反映済みの意見

No.	項目	いただいた意見の概要	市の考え方	反映状況
1	【p. 52】 Ⅲ 施策の展開 目標4 男女平等推進拠点の発展 施策(1)「男女平等推進センター」の活用促進	「市民にとって身近な拠点となるよう『男女平等推進センター』を幅広い世代に周知し、機能充実を目指します。」とあるが、男女平等推進センターの認知度・利用頻度の低さを改善するために、これまでどのような努力や工夫をしてきたのか、今後どのように周知し、機能充実を図っていくのか、具体的な内容がわからない。 男女平等推進センターは、市民により開かれた、使いやすいレイアウトとし、成人女性だけでなく、小中高校生が気軽に寄れるような場所にしていただきたい。 男女平等推進センターの認知度が高い他自治体の好事例に学び、情報発信だけでなく、男女平等推進に関心のある市民を育てることに力を注いでいただきたい。	国分寺市立男女平等推進センターでは、認知度及び利用頻度の低さを課題と捉え、これまで、講座の開催、パネル展示、SNS等を活用した情報発信、図書資料室を活用した関連図書の展示、出前授業や研修の実施など、様々な手法やテーマを研究しながら事業を実施してきました。しかしながら、認知度及び利用頻度の低さは、いまだ改善が必要な状況であるため目標4「男女平等推進拠点の発展」施策(1)「『男女平等推進センター』の活用促進」(p. 52)を施策として掲げました。男女平等推進センターの周知方法及び機能充実のための具体的な内容は、今後策定する各課の事業内容においてお示ししていきます。 男女平等推進センターのレイアウトや市民との協働については、今後の事業実施に当たり、参考とさせていただきます。	無
2	【p. 50・52】 Ⅲ 施策の展開 目標3 男女平等意識の浸透 目標4 男女平等推進拠点の発展	国分寺市男女平等推進条例の認知度を高めるために、これまでどのような取組をしてきたのかがわからない。他自治体で行われている、市民による男女平等推進条例の勉強会や子ども向けの条例ガイドブック及び教員向け資料集の作成などに取り組まれない。	国分寺市男女平等推進条例の認知度を高めるための取組としては、男女共同参画週間やその他の関連する講座及びパネル展示で周知を行ってきたところです。他自治体の事例は、今後の事業実施に当たり、参考とさせていただきます。	無

3	【p. 51】 Ⅲ施策の展開 目標3 男女平等意識の浸透 施策(4) 学校における人権・男女平等教育の充実	「包括的性教育」を市内の全小中高校に導入していただきたい。子ども向けだけでなく、保護者対象の「包括的性教育」の充実を望む。学校ごとに導入への取組や推進の度合いに差が出ないように、市が指導して全体的に進めていただきたい。	各学校では、国の定める学習指導要領に基づき、性に対する正しい知識や人権の尊重について、発達段階に応じて、様々な教科・領域等において指導しています。「包括的性教育」という名称は使っていませんが、東京都教育委員会の「性教育の手引」や「人権教育プログラム」等を活用しながら、学習指導要領に示された性教育や人権教育に関する内容について、引き続き適切に指導を行ってまいります。	無
4	【p. 53・54】 Ⅲ施策の展開 目標5 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 施策(2) DV予防のための取組推進 施策(3) 被害者の安全確保と自立支援	「DV予防のための取組推進」とあるが、DV予防だけでなく、デジタル性暴力の防止、被害者支援を喫緊の課題として取り上げていただきたい。	デジタル性暴力を含む性犯罪の防止や被害者支援については、主に目標5「性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」施策(5)「性犯罪被害者の支援」(p. 55)に掲げ、被害者の心理的な安定や回復、自立の支援に取り組んでいきます。 あわせて、「デジタル性暴力」のようなインターネット上の人権侵害については、目標3「男女平等意識の浸透」施策(2)「男女の人権に配慮した表現の推進」事業17「メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実」(p. 50)でも防止に努めていきます。	済